

南九州市農業委員会規則第 4 号

南九州市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について

南九州市農業委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 24 日

南九州市農業委員会会長 本 木 下 裕 一

（改正理由）

令和 8 年 9 月からの行政組織再編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

南九州市農業委員会規則の一部を改正する規則

南九州市農業委員会規則（平成19年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表特殊用会長印の表証明用会長印の項中「知覧支所農林係長及び川辺支所農林係長」を「顓娃支所建設農林係長及び川辺支所建設農林係長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。